

第 3 3 回 総 会 議 事 録

令和 5 年 4 月 2 7 日 開 会

令和 5 年 4 月 2 7 日 閉 会

芦 別 市 農 業 委 員 会

本日提案された議案

- 報告事項 1 空知農業委員会連合会通常総会について
- 報告事項 2 地区別農業委員会会長・事務局長会議について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 3 号 芦別市農業委員会の所管に係る芦別市個人情報の保護に関する
規程の制定について
- 協議事項 1 「今後の農業経営意向に関する調査」の実施について
- そ の 他

事務局出席者 鳴澤事務局長、石崎農地係長
開 会 午後 1 時 5 9 分
閉 会 午後 4 時 2 分

第33回芦別市農業委員会総会議事録

令和5年4月27日、第33回芦別市農業委員会総会を市議会第2・第3委員会室で開催した。

1 出席委員

1	山田光範	2	滝孝造	3	高橋正人
4		5	北野俊之	6	
7	谷野重彰	8	太田拓寿	9	神下勇
10	加藤穰	11	中住昭	12	藪雄一
13	小林英和	14	石尾豊	15	水田守
16					

2 欠席委員

前浜和彦 山本英幸

3 議事録署名委員

谷野重彰、太田拓寿

農地係長 定刻になりましたので、只今から第33回芦別市農業委員会
総会を開催します。

農地係長 芦別市農業委員会憲章唱和（全員で唱和）
会 長 初めに、会長からご挨拶をお願いします。
第33回の総会にあたりひと言ご挨拶申し上げます。
（内容省略）

農地係長 ありがとうございます。これからの進行については議長より
議長 長 お願いします。

農地係長 本日の議事録署名委員を谷野、太田両委員にお願いします。
議長 長 次に、諸般の報告をお願いします。

農地係長 前浜委員、山本委員が所用により欠席する旨の報告がありま
議長 長 した。また、神下委員が遅れる旨の報告がありました。
農地係長 次に、経過報告をお願いします。

議長 長 3月28日以降の経過について報告（内容省略）
農地係長 続いて、本日提案の議案の概要について説明願います。
議長 長 議案の概要について説明（内容省略）
農地係長 議長 長 それでは議事に入ります。報告事項1「空知農業委員会連合
会通常総会について」、報告事項2「地区別農業委員会会長・
事務局長会議について」関連がありますので、一括して事務局
より説明をお願いします。

事務局長 報告事項1、報告事項2について報告（内容省略）
議長 長 この件について何か質問等はありませんか。
（神下委員着席）
（質問、意見なし）

議長 長 よろしいですか。無ければ議案に入ります。議案第1号「農
地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 今月の農地法第3条による許可申請は賃貸借が1件です。
その内容についてご説明します。
（議案書に基づき、内容を説明）
申請の内容は、別添調査書（資料No. 2）のとおり、各基準を
満たしていると考えます。
ちなみに、本年4月1日に改正法が施行されたことにより、

農地法3条の下限面積要件が撤廃されましたので、調査書の基準から削除しています。

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

この件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 ないようですので、それでは採決します。本件について原案のとおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 長 全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。それでは次に議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局長 今月の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は利用権の設定が7件となっています。

ちなみに、本年4月1日に改正法が施行されたことにより、集積計画に係る条文が削除され、農用地利用集積等促進計画に移行するまでの経過措置となったことから、根拠条文を旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項としています。

事務局長 利用権の設定-1について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料No.3)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長 長 利用権の設定-1について、担当委員から説明願います。

水田委員 (利用権の設定-1の調整内容について説明)

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

利用権の設定-1について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定-1について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 長 全員賛成ですので、利用権の設定-1については、原案のとおり決定しました。

議長 長 利用権の設定-2について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 利用権の設定-2について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料No.3)のとおり、各
基準を満たしていると考えます。

議 長 利用権の設定-2について、担当委員から説明願います。
水田委員 (利用権の設定-2の調整内容について説明)
議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
利用権の設定-2について、意見等のある方は挙手願います。
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定-2に
ついて原案とおりに決定することとしてよろしいですか。
(全委員賛成)

議 長 全員賛成ですので、利用権の設定-2については、原案のと
おりに決定しました。続いて利用権の設定-3について、事務局
より説明をお願いします。

事務局 長 利用権の設定-3について説明します。
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料No.3)のとおり、各
基準を満たしていると考えます。

議 長 利用権の設定-3について、担当委員から説明願います。
水田委員 (利用権の設定-3の調整内容について説明)
議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
利用権の設定-3について、意見等のある方は挙手願いま
す。
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定-3に
ついて原案とおりに決定することとしてよろしいですか。
(全委員賛成)

議 長 全員賛成ですので、利用権の設定-3については、原案のと
おりに決定しました。続いて利用権の設定-4について、事務局
より説明をお願いします。

事務局 長 利用権の設定-4について説明します。
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料No.3)のとおり、各

基準を満たしていると考えます。

議長 長 利用権の設定－４について、担当委員から説明願います。

山田委員 (利用権の設定－４の調整内容について説明)

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

利用権の設定－４について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－４について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 長 全員賛成ですので、利用権の設定－４については、原案のとおり決定しました。続いて利用権の設定－５について、事務局より説明をお願いします。

事務局 長 利用権の設定－５について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料No.3)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長 長 利用権の設定－５について、担当委員から説明願います。

山田委員 (利用権の設定－５の調整内容について説明)

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

利用権の設定－５について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－５について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 長 全員賛成ですので、利用権の設定－５については、原案のとおり決定しました。続いて利用権の設定－６について、事務局より説明をお願いします。

事務局 長 利用権の設定－６について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料No.3)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長 長 利用権の設定－6について、担当委員から説明願います。
谷野委員 (利用権の設定－6の調整内容について説明)
議長 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
利用権の設定－6について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－6について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 長 全員賛成ですので、利用権の設定－6については、原案のとおり決定しました。続いて利用権の設定－7について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 利用権の設定－7について説明します。
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料No.3)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長 長 利用権の設定－7について、担当委員から説明願います。
小林委員 (利用権の設定－7の調整内容について説明)
議長 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
利用権の設定－7について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－7について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

議長 長 全員賛成ですので、利用権の設定－7については、原案のとおり決定しました。

議長 長 次に議案第3号「芦別市農業委員会の所管に係る芦別市個人情報保護に関する法律施行規程について」事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第3号に係る概要の説明をいたします。(資料No.4)
個人情報保護に関する法律が改正され、条例で定めることが必要な事項等の整備のため、芦別市個人情報保護に関する

法律施行条例が制定されました。

それに伴い、農業委員会等行政機関でもその対応が必要となったことから、従来の芦別市農業委員会の所管に係る芦別市個人情報保護条例施行規程を廃止して、本規程を制定しようとするものです。

議長 この件について、質問・意見等はありませんか。
(質問、意見なし)

議長 無いようなので、原案どおり承認することといたします。
次に協議事項1「今後の農業経営意向に関する調査について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局長 (資料No. 5 意向調査概要について説明)

【協議結果】

- ・提案どおり、令和5年5月15日付けで対象者にアンケート調査を実施し、6月20日を提出期日とする。
対象者のリストを各地区の委員は確認して、修正等があれば事務局に報告をする。

これで予定されていたすべての議事案件が終了しました。
次に「その他」に入ります。はじめに、事務局から報告願います。

- 事務局長
- ① 次回総会日程について
5月31日(水)午後2時から、市議会第2・第3委員室で開催予定
 - ② 令和5年度春の農地売買に係る現地調査について
 - ③ 令和4年度の各委員最適化活動の点検・評価について

議長 この件について、ご質問等ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 無ければ次、JAたきかわからお願いします。
滝委員

- ・JA管内の畑地化促進事業の取りまとめ状況について
- ・令和2年産、3年産米の共計販売状況について
- ・ホクレン肥料価格の本年価格について

(その他内容省略)

議長 この件について、ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

無ければ、次に土地改良区から報告願います。

中 住 委 員
議 長

特にありません。

これで、全て終了となりますが最後に全体をとおして何か質問等ございませんか。

(質問・意見なし)

無ければ、以上をもって、総会を終了します。

以上のとおり、第33回総会の顛末を記録し、その内容について相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員
